○北陸地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
新潟県東蒲原郡阿賀町津川字古四王下一二九三番三から同町黒岩字滴清水乙五五二六番四まで	前	BA 七・〇〇～一一三・〇〇	BA 八・八三三
	後	BA 七・〇〇～一一三・〇〇 一三・九〇～一〇一・〇〇	BA 八・八三三 七・五四五

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

（キロメートル）上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○北陸地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	新潟県東蒲原郡阿賀町黒岩字藤ノ牧乙五五六一番一から同町黒岩字藤ノ牧乙五五二七番三まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月十四日

○中国地方整備局告示第百八十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月十四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
製浄化槽代表者名		
(株)アールエコ 代表取締役　八田　富夫 アールエコ合併処理浄化槽		
BMM－15型	7－06K－H－002	7－11K－H－003
〃 －18型	〃 －1	〃 －1
〃 －21型	〃 －2	〃 －2
〃 －25型	〃 －3	〃 －3
〃 －30型	7－06K－H－003	7－11K－H－004
〃 －35型	〃 －1	〃 －1
〃 －40型	〃 －2	〃 －2
〃 －45型	〃 －3	〃 －3
〃 －50型	〃 －4	〃 －4
BMSS－5型	7－07－H001	7－11K－H－005
〃 －7型	〃 －1	〃 －1
〃 －10型	〃 －2	〃 －2
BMZ－5型	7－07－H002	7－11K－H－006
〃 －7型	〃 －1	〃 －1
〃 －10型	〃 －2	〃 －2
XL－D1型	7－07－H003	7－11K－H－007
〃 －D2A型	〃 －1	〃 －1
〃 －D2B型	〃 －2	〃 －2
〃 －D2型	7－08－H－003（07）－3	〃 －3

○四国地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号	宇和島市津島町高田甲一八六二番一から同市津島町高田甲一八四八番一まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月十四日

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号及び三百十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
吉野川市鴨島町鴨島字本郷二二九番四から同市鴨島町鴨島字本郷一九一番五まで	前	一一・八一～二四・五八	（キロメートル）一八〇～一八〇
	後	一一・八一～三五・三一	〇・一八〇
図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所			
(四) 道路の種類　一般国道			
(二) 路線名　三十二号及び三百十九号			
(三) 道路の区域			
三好市池田町洲津雛田六三番一から同市池田町洲津堂面一九〇番五まで	前	八・七九～二四・〇二	（メートル）〇〇・六三〇
	後	一二・四六～二四・〇二	〇・六三〇
図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所			
(四) 道路の種類　一般国道			
三(一)(二) 路線名　五十五号			
(三) 道路の区域			
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字那佐二九八番八から同町久保字板取二三〇番一まで	前	一〇・八五～八二・〇九	（メートル）〇〇・八〇二
	後	一一・三七～八二・〇九	〇・八〇二
図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所			
(四)			